

令和2年6月1日

山川運輸株式会社
神奈川営業所 御中

GLOBAL UNION（認証番号101）
首都圏青年ユニオン連合会
福岡市博多区博多駅東2-8-27
博多駅東パネスビル2F
執行委員長
組合員



団体交渉開催の申入れ

貴社より、令和2年5月27日付の回答書を頂きましたが、貴社は、政府と静岡県 of 自粛要請期間中・休業要請期間中は県をまたぐ営業を継続しており、貴社の主張によれば、県をまたぐことを絶対に控えなければならないほど危険な労働環境で従業員を勤務させていたこととなります。その一方で、貴社は、経営幹部には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」までも配慮し、徹底して県をまたがないような言動を繰り返されております。つまり、経営幹部と従業員の生命身体について、大きく区別している内容の言動を繰り返されております。

さらに悪質なのは、貴社は前述のように自粛要請にも休業要請にも従わない姿勢を示しながら、団体交渉の場面でのみ、新型コロナウイルスを理由に、期日を延期し、元従業員を経済的に困窮させ、不利益に追い込もうとしていることです。

組合員の困窮した生活を早期に解決するため、下記の通り団体交渉の開催を申し入れますので、令和2年6月8日までにメールにてご回答をお願い致します。

記

1 交渉項目

(1) 氏の未払賃金及び未払賞与の支払について

- ※ 貴社の言動からは、従業員の生活には配慮せず、経営幹部の生活だけを維持・向上させようという姿勢が多々見られています。そこで、そもそも従業員が給与を減額する必要性があったのかを確認するために、組合員の給与減額当時に、役員報酬を減額していたか、接待交際費を削減していたか等について、過去3年分の決算書を

開示する形でご回答ください。

2 交渉日時

交渉日時につきましては、参席を予定している組合員・ 氏（以下、「 氏」という。）の都合のつく日程が下記のものであったため、ご協力をいただけますと幸いです。貴社の従業員の皆さまは、貴社の経営幹部が徹底して県をまたぐ移動をされない6月19日前も貴社の命令によって、日々県をまたぎ貴社に貢献されています。本来であれば、貴社の幹部も貴社の車両で6月19日前に移動し、元従業員に配慮することが当然かと存じますので、早めてご対応頂きますよう、ご検討ください。どうしても、経営幹部と従業員の生命身体の重みが違うために、従業員と同様の行動はできないとのご回答であれば、下記の日時のうち、貴社のご都合の良い日をご提示ください。

候補日	令和2年6月19日（金）～6月23日（火）のいずれかの日
時間	午前11時～午後4時の間の2時間程度

3 開催場所： 福岡市内の当労働組合が準備する貸会議室

対面での団体交渉には現在のところ 氏も参席を予定しているところ、 氏と当組合の都合上、福岡市内での開催が必要不可欠となります。この点、貴社は諸々の判例を示しておりますが、当組合は貴社と異なり、組合員を危険な目にさらし、また経済的負担を強いた移動をさせる方針はありません。つまり、当組合の都合で福岡を指定したのではなく、新型コロナウイルスの関係で、福岡で活動しておられる 氏が、当面、県をまたぐ移動は控えたいと主張されていることによる 氏へ配慮したことが福岡を指定した理由です。これまで、 氏は、貴社の都合をお聞きする形で、困窮に耐えている状況でしたので、これ以上、経営幹部の生命身体を守ることを理由に、 氏を困窮させることはおやめください。

なお、当組合としては、組合員の多くの方々が、東京都から福岡に移り住みたいという声が多かったため、組合員の声を聴く形で移転したものですので、これから貴社に対して、氏以外の組合員の件で団体交渉をしていくことが増えていくと思いますが、その際には世界中の組合員が御社の要望に応じて、本社に伺うことが可能ですので、ご安心ください。

4 出席者

当組合側 当組合役員若干名及び 氏本人の出席を予定しております。なお、参加する組合役員はいずれも交渉委員であり、傍聴者は予定しておりません。

氏名は、以下の通りです。

広報戦略委員

人権侵害撲滅委員

市民活動啓蒙委員

外国人権利侵害撲滅委員

貴社側 貴社代表取締役及び代理人弁護士の参加を求めます。ただし、急な日程提案での団体交渉開催申入れとなりますので、全員のご都合が合わない場合には上記のうち一部の方の参加でも構いません。

5 結語

以上の通り、対面による団体交渉の申入れをさせていただきますので、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

以上